

質問書

2023年1月23日

「ケニア国アヘロ灌漑地区改修計画準備調査(QCBS)」

(公示日:2023年1月11日／公示番号 22a00118) について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.4 第1章、8(2)3) 本見積及び別見積書、別提案書	別提案をする場合、指定の書式はございますでしょうか。	指定の書式はございません。「コンサルタント等契約における プロポーザル作成ガイドライン」を参考に作成してください。
2	P.9 第2章、第2条、4行目 アヘロ灌漑地区はその面積(867ha)の…	事業対象地区面積の基準値(既存灌漑面積)が867haと理解しました。一方で、2020年頃の衛星写真を確認すると、改修対象ポンプ場に水管橋が新設され、ビクトリア報告書に記載されている受益地ではない、ニヤンド川左岸へ拡幅されている農地にも配水されている可能性が確認されました。 新設の水管橋を含むニヤンド川左岸農地は、協力準備調査内で対象に含む／含まないの協議を行うのでしょうか。	左岸農地は NIA が独自に開発中であり本件の調査対象ではありませんが、対象地区周辺の開発状況把握としての NIA の計画や想定等の確認をお願いします。
3	P.10 第2章 第6条(1) 既存資料の活用	「4) ケニア国作成の環境アセスメント報告書」をご共有頂けないでしょうか。	環境アセスメント報告書について主管部にて配布しますので、edga2@jica.go.jp までご連絡ください。

4	P.11 第2章 第6条(2)②イ)	<p>「市販の詳細 DEM(0.5m 程度の解像度)を用いた」とありますが、同 DEM データの購入は、物品調達に該当するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、28 頁に記載の別見積(評価対象外の見積)で見積金額を提示するという点でよろしいでしょうか。</p>	<p>「市販の詳細 DEM(0.5m 程度の解像度)」は、本見積に含めて積算願います。</p>
5	P.16 第2章第7条(6) サイト状況調査6) ベースライン調査	<p>本プロジェクトの効果に係る評価ならびに評価指標の策定のためのベースライン調査とありますが、営農、灌漑水管理に関連するベースラインデータは「ケニア国灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力強化開発プロジェクト」で実施したベースライン調査(2019年実施)の結果を活用するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「ケニア国灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力強化開発プロジェクト」で実施したベースライン調査(2019年実施)の結果及び同プロジェクトが有する最新情報も参考にしつつ、可能な限り最新の情報を取得ください。</p>
6	P.19 第2章、第7条(21) 現地調査結果概要の作成・説明	<p>現地調査結果概要は第二次現地調査終了後に1回提出するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
7	P.20 第2章 第7条(25) 環境社会配慮に係る調査	<p>適用されるガイドラインは、2010年4月版ではなく、2022年1月版と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>本案件については2010年4月版が適用となります。</p>
8	P.20 第2章 第7条(26) 簡易住民移転計画の作成支援	<p>世界銀行セーフガードポリシーと Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects は、それぞれ、世界銀行環境社会フレームワークと、ESS5 Annex1 が正と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>企画競争説明書に記載の通り、世界銀行セーフガードポリシー、及び Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects が正です。本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に従って環境社会配慮調査を行う必要がありますが、2010年4月公布のガイドラ</p>

			インでは、非自発的住民移転に関して、「住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい」と定めています。
9	P.24 第3章、1、(2) 業務の実施方針等 7)実施設計・施工監理体制	本事業の G/A 署名につき、現時点で想定されている時期が決まっていたらご提示頂けますでしょうか。	現時点では 2025 年 5 月の署名を検討しています。
10	P.25 第3章、1、(1) 業務工程	「第1回現地調査・水文モニタリング・国内解析結果を踏まえ、必要な洪水対策を検討後、2023 年翌 5 月開始を目途に 2 回目の現地調査を実施。」との記載ですが、業務工程上、2 回目の現地調査は「2024 年 5 月」開始が妥当と理解しますが、いかがでしょうか。	ご指摘のとおりですので、2024 年 5 月開始に修正します。
11	P.26 第3章、2、(3) 現地再委託／ 現地傭人における、環境社会配慮	環境項目のベースライン調査ではなく、同項目を含む、環境影響評価調査の提案が求められていると理解してよろしいでしょうか。 2011 年に取得済みのアセス許認可証明書は、24 カ月の有効期間が失効しており再調査・再取得が求められます。	ご指摘のとおり、アセス許認可証明書の期限が失効してまいりますので環境影響評価のご提案をいただければと思います。
12	P.26 第3章、2、(3) 現地再委託/現地傭人	現地再委託（地球衛星画像解析、地形測量、地質・土質調査、電力事情調査、環境社会配慮）は本見積りに含み、上限額内に入れる理解で正しいでしょうか。その場合、貴機構が想定されている各現地再委	ご理解のとおりです。現地再委託 5 件の総額について提示する予定は、ありません。一方、5 件すべてを再委託として計上いただく必要はございません。（自社や水文モニタリングの現地傭人にて調査いただくことも可能

		託費、もしくは現地再委託 5 件の総額についてご提示いただけませんか。	です。)
13	P.27 第 3 章、2. 業務実施上の条件 (5) 対象国の便宜供与	先方政府よりカウンターパートが配置されることになっておりますが、カウンターパートの交通費および宿泊費等は、先方政府負担との理解でよろしいでしょうか。	基本的に先方負担を求めますが、特にケニア会計年度の年度末(4~6月)及び年度開始(7月~9月)は本件用の旅費予算措置が難しい可能性が高いです。つきましては、ナイロビから2名程度が同行する想定にて調査期間中の旅費計上をお願いします。
14	別紙 1 プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項	【変更前】 見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。	【変更後】下線部分を追記 見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の成否については契約交渉時に協議を行うこととします。